



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室
(内線 2470,2464)

令和2年度 輸入食品監視統計

令和3年8月
厚生労働省医薬・生活衛生局

令和2年度輸入食品監視統計

令和2(2020)年度の輸入食品の届出件数、輸入重量、検査件数、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)違反件数等の状況は以下のとおりである。

1. 年別の届出・検査・違反状況(表1,図1)

令和2年度における食品等(食品、添加物、器具、容器包装又は乳幼児用おもちゃをいう。)の届出件数は2,352,082件であり、届出重量は31,064,063トンであった。

検査は届出件数の8.5%にあたる200,876件について実施されている。内訳は、行政検査60,018件(2.6%:総届出件数に対する割合)、登録検査機関検査166,100件(7.1%/うち、検査命令68,941件)、外国公的検査機関検査3,257件(0.1%)である。

このうち691件が法違反として、積み戻し、廃棄又は食用外転用等の措置がとられたが、これは届出件数の0.03%に相当する。

年別輸入・届出数量の推移については、図1のとおり。

2. 検疫所別の届出・検査・違反状況(表2)

検疫所別に届出件数をみると、東京の638,308件(27.1%:総届出件数に対する割合)が最も多く、次いで大阪の294,531件(12.5%)、横浜255,378件(10.9%)、成田空港226,869件(9.6%)、名古屋147,703件(6.3%)、川崎145,125件(6.2%)、福岡102,879件(4.4%)、神戸99,745件(4.2%)の順であった。

3. 主な食品衛生法違反事例(表3,図2)

法違反となった届出件数691件を条文別にみると、第13条違反の418件(60.5%)が最も多く、次いで第6条違反の200件(28.9%)、第12条違反52件(7.5%)、第18条違反22件(3.2%)、第10条違反1件(0.1%)、第68条違反1件(0.1%)の順であった。

691件中2件は第6条及び第13条違反、1件は第12条及び第13条違反

条文別食品衛生法違反件数の構成については、図2のとおり。

4. 品目別の届出・検査・違反状況(表4,図3)

品目別の届出件数をみると、飲食器具253,519件(10.8%:総届出件数に対する割合)が最も多く、次いでその他の器具252,123件(10.7%)、アルコールを含む飲料192,669件(8.2%)、生鮮肉類(内臓を含む)191,684件(8.1%)、野菜の調整品(きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く)168,345件(7.2%)、割ぼう具

136,304 件 (5.8%) であった。

また、違反状況をみると、野菜の 63 件 (9.1%:総違反件数に対する割合) が最も多く、次いで穀類が 61 件 (8.8%)、野菜の調整品 (きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く) が 57 件 (8.2%)、種実類 48 件 (6.9%)、水産動物類加工品 (魚類、貝類を除く) 46 件 (6.7%) の順であった。

品目分類別輸入重量の構成については、図 3 のとおり。

5. 生産・製造国別の届出・検査・違反状況 (表 5, 図 4)

国 (地域を含む) 別の届出件数をみると、中華人民共和国の 859,802 件 (36.6%:総届出件数に対する割合) が最も多く、次いでアメリカ合衆国 201,722 件 (8.6%)、フランス 185,979 件 (7.9%)、タイ 157,381 件 (6.7%)、イタリア 103,861 件 (4.4%)、大韓民国 98,788 件 (4.2%) の順であった。

また、違反状況をみると、中華人民共和国の 162 件 (23.4%:総違反件数に対する割合) が最も多く、次いでアメリカ合衆国の 104 件 (15.1%)、ベトナム 79 件 (11.4%)、タイ 42 件 (6.1%)、大韓民国 38 件 (5.5%)、インド 30 件 (4.3%) の順であった。

地域別輸入重量の構成については、図 4 のとおり。

(本統計においては、法の条項につき、食品衛生法等の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 46 号) による改正後の法の条項を掲載している。)